

重層的支援体制整備事業において 地域包括支援センターに求められる 役割について

福祉保健部福祉政策課

佐渡 一宏

本日も話すること

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理 …P 1
2. 狛江市の包括的支援体制構築の経緯 …P14
3. 地域福祉（活動）計画等における包括的支援体制の位置付け …P15
4. 狛江市福祉基本条例の改正について …P18
5. 包括的支援体制の整備・運営に係る検討体制について …P20
6. 市の相談支援体制について …P21
7. 地域共生社会推進事業について …P28
8. コロナ禍における地域福祉の課題と対応について …P31
9. 包括的支援体制の構築の成果・課題・解決に向けた方向性について …P33
10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について …P35

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（1）地域共生社会（社会福祉法（以下「法」という。）第4条第1項）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

（2）地域福祉の推進（法第4条）

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

（3）包括的な支援体制の整備（法第106条の3）

市町村は、**地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める**

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）

ア 国の説明資料から

（ア）背景

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の体制では課題がある。
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外利用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の整備を市が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要

※一つの世帯で複数の課題が存在している状態（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

（イ）社会福祉法に基づく新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設

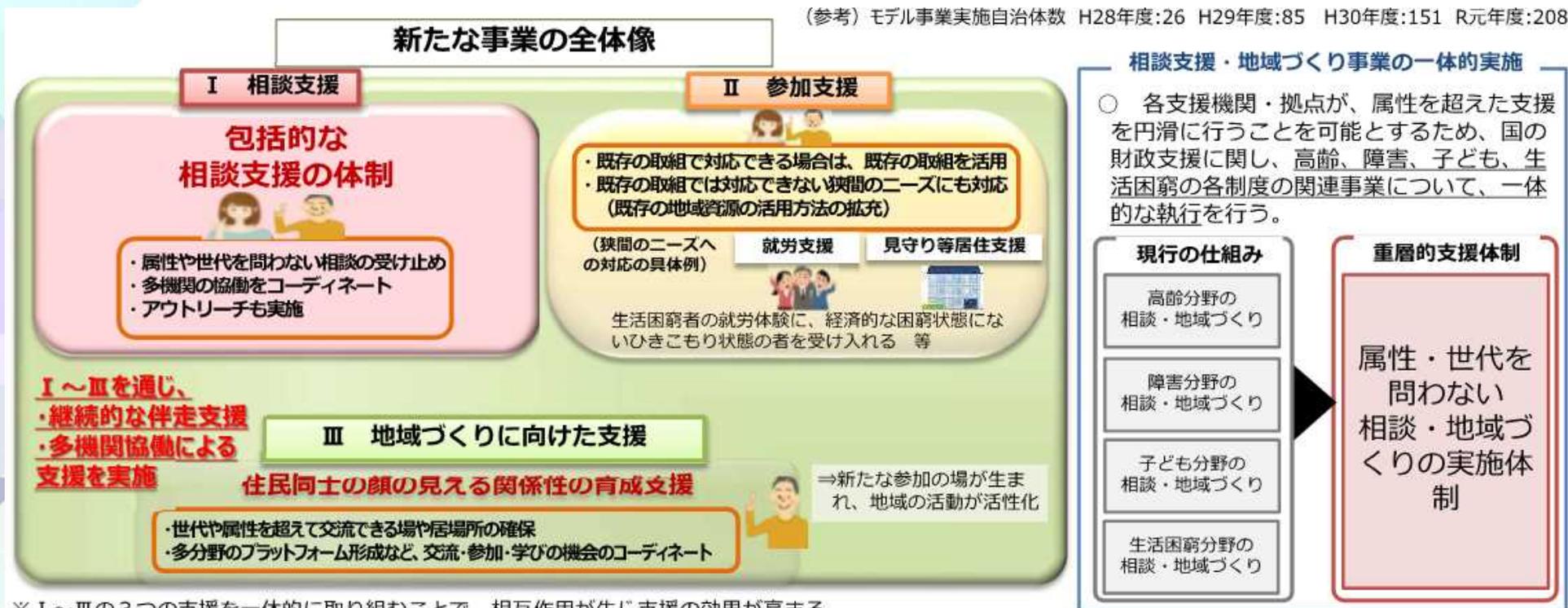
- 市において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業を実施する市に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助金等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）（続き）

ア 国の説明資料から

（イ）社会福祉法に基づく新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設（続き）



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

17

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）（続き）

ア 国の説明資料から（続き）

（ウ）事業概要

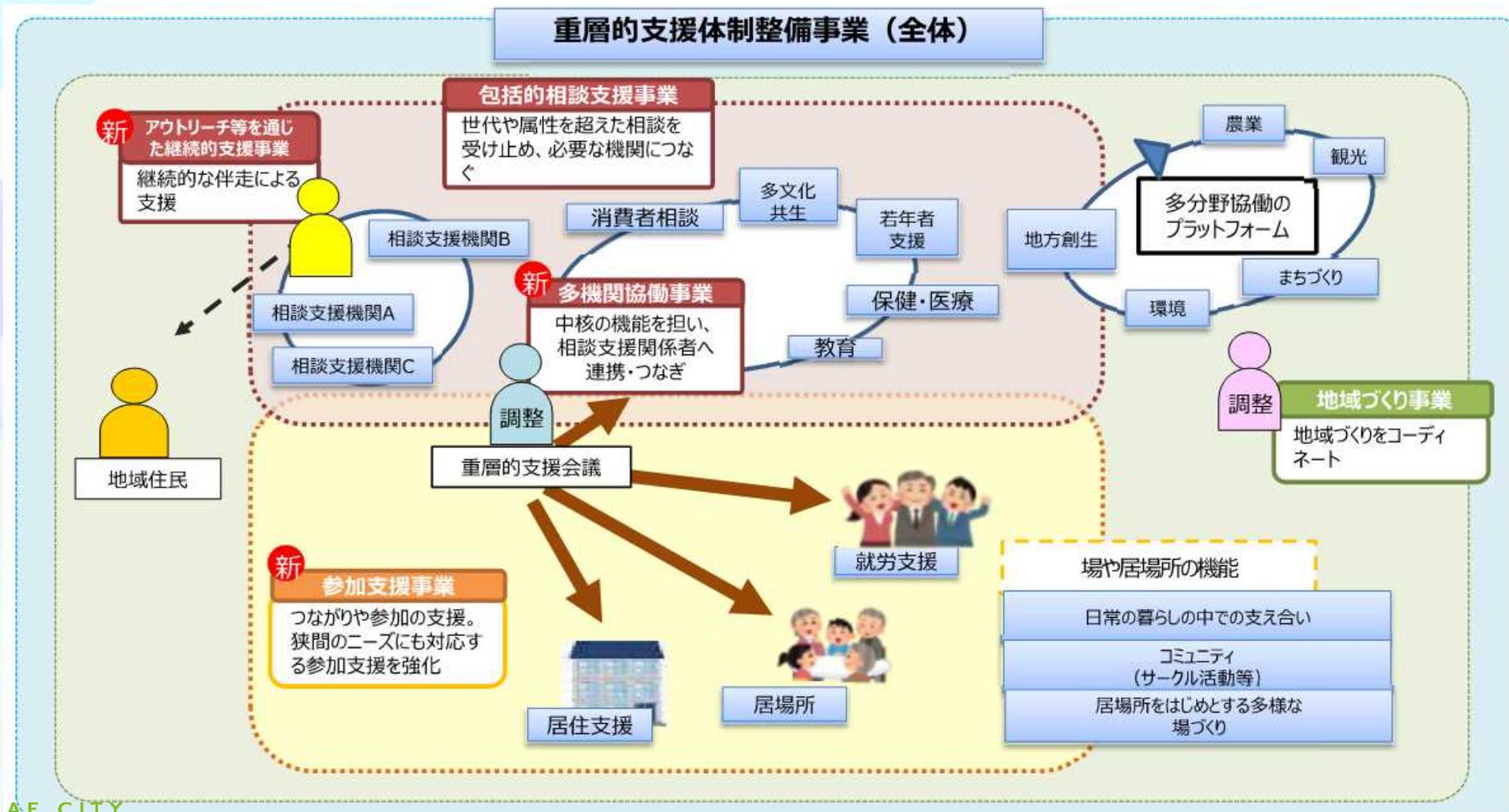
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受け止める。
- 受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもり状態にある方など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- **地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築する。

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）（続き）

ア 国の説明資料から（続き）

（ウ）事業概要（続き）



1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）（続き）

ア 国の説明資料から（続き）

（工）各事業の内容について

事業名	分野	既存制度の対象事業等	
包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センターの運営	
	障がい	障害者相談支援事業	
	子ども	利用者支援事業	
	生困	自立相談支援事業	
多機関協働事業		新	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		新	訪問等により継続的に繋がり続ける機能
参加支援事業		新	社会との繋がりを回復するために、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供
地域づくり事業	介護	一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動事業）	
	介護	生活支援体制整備事業	
	障がい	地域活動支援センター事業	
	子ども	地域子育て支援拠点事業	
	生困	生活困窮者支援のための地域づくり事業	

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（4）重層的支援体制整備事業（法106条の4）（続き）

オ 地域包括支援センターの担うべき役割の概要について

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業の目的

- 介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受け止め、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

● 包括的な相談の受け止め

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等をおこなう。

● 他の支援機関等との連携した支援の実施

適切な相談支援事業者や各種支援機関と連絡を図りながら支援を行う

包括的相談支援事業者の取組

○包括的な相談の受け止め等

- ・ 包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- ・ 当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

○包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

➤ 多機関協働事業へのつなぎ

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例等について多機関協働事業者に支援を依頼する。

➤ 重層的支援会議への参加

多機関協働事業者が開催する重層的支援会議には原則として参加する。

➤ 多機関協働事業との連携

多機関協働事業が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。

➤ 多機関協働事業からのつなぎ戻し

支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（5）支援会議及び重層的支援会議

ア 支援会議（法106条の5）

（ア）目的

本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される会議体を設置**すること。

（イ）内容

①構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。

②会議の構成員の役割

- ・気になる事例の情報提供・情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応 等

（ウ）構成員（例）

①市職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）

②重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員

③その他支援関係機関の相談支援員

④サービス提供事業者

⑤就労、教育、住宅その他の関係機関の職員

⑥社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民など

※公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要

※情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

（5）支援会議及び重層的支援会議

イ 重層的支援会議

（ア）目的

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催する会議体

（イ）役割

- ①多機関協働事業（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業）で作成したプランの適切性の協議
- ②プラン終結時の支援計画と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討
- ③社会資源の把握と開発に向けた検討

（ウ）開催方法

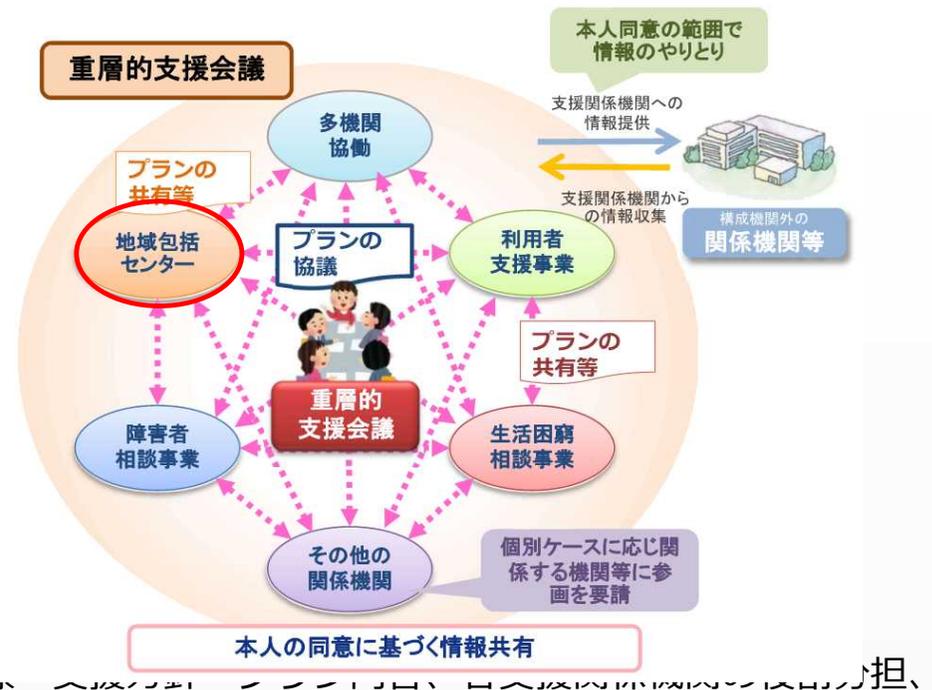
- ①多機関協働事業者が主催
- ②検討件数や事例の内容によって、定期開催、随時開催、それらを併用した開催が考えられる。

（エ）参加者

- ①多機関協働事業者
- ②市職員
- ③包括的相談支援事業者
- ④アウトリーチ等継続支援事業者
- ⑤参加支援事業者
- ⑥その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関（生活保護の実施機関、就労等の支援期間、学校や教育委員会など）

（オ）開催のタイミング・内容

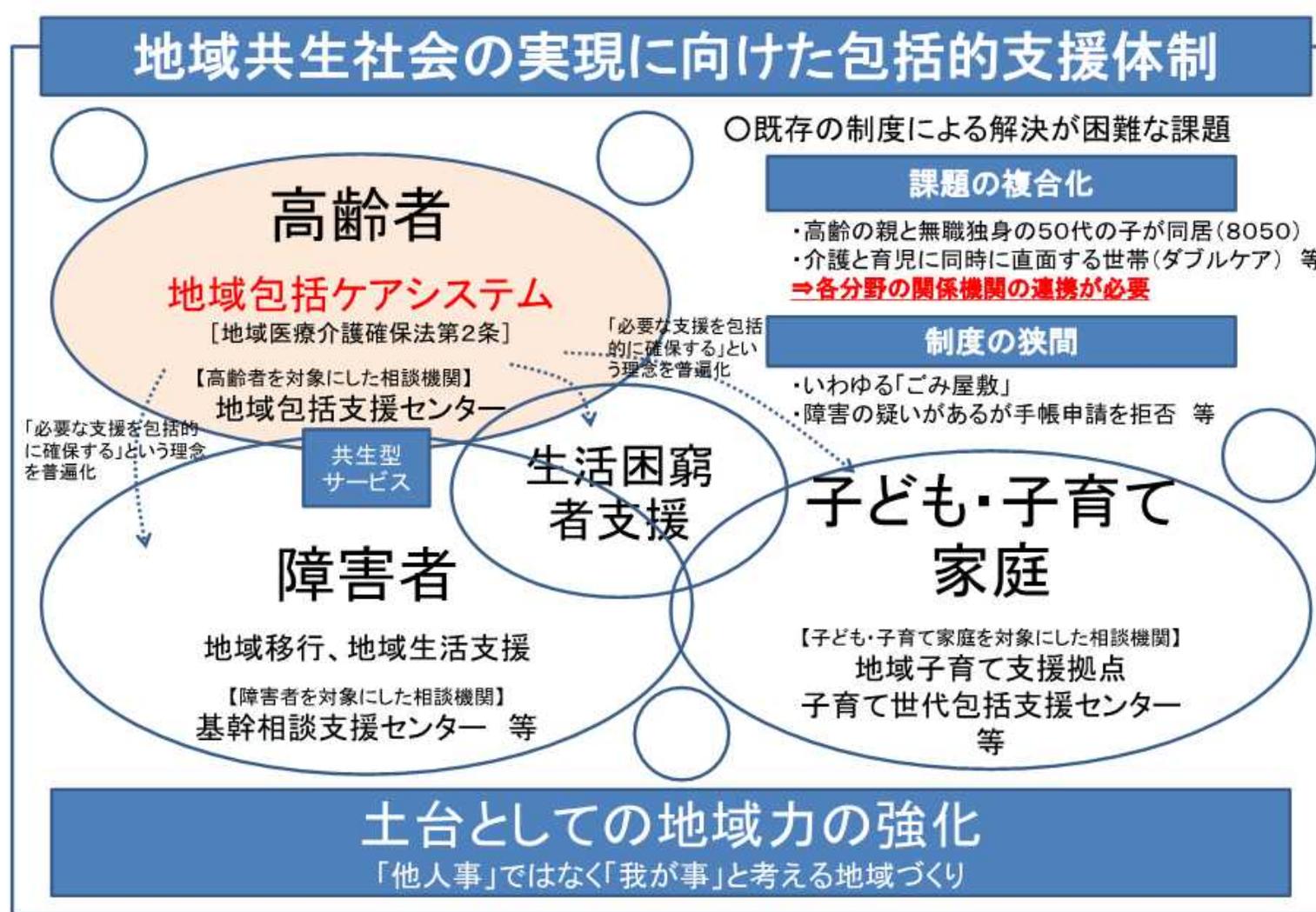
- ①プラン策定時：アセスメント結果に基づく本人の目標、モニタリングの時期の検討
- ②再プラン策定時：本人の状況変化の確認・評価、現プラン評価、再プランの内容の確認
- ③支援終結の判断時：本人の目標達成状況の確認・評価、支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
- ④支援中断の決定時：本人のと連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中断



1. 重層的支援体制整備事業の前に概念の整理（続き）

(5) 地域共生社会と地域包括ケア

- 地域共生社会は、地域包括ケアの上位概念である。



高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の構築が進められてきたが、この『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障がいのある人、子ども等への支援にも普遍化すること、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる『8050』）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる『ダブルケア』）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである。（厚生労働省2017年4月5日衆議院厚生労働委員会）

2. 狛江市の包括的支援体制構築の経緯

年月	国の動き	市の動き	市社協の動き
H26.4		<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉相談課設置 ● 福祉総合相談窓口設置 	
H30.4	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（社会福祉法の一部改正）の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次地域福祉計画実施（6年間） ● 地域共生社会推進事業実施要綱施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3次地域福祉活動計画実施（6年間） ● CSW 1人目配置（<u>あいとぴあエリア</u>） ● 福祉カレッジ試行実施
H31.4		<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援包括化推進員配置（福祉相談課係長） ● 狛江市地域共生社会推進会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉カレッジ実施 ● 相談支援包括化推進員配置（CSWと兼務）
R2.4		<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次基本構想・前期基本計画実施 ● 狛江市福祉基本条例（全部改正）の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● CSW 2人目配置（<u>こまえ苑エリア</u>）
R3.4	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（社会福祉法の一部改正のうち市町村における包括的支援の構築に関する改正規定）の施行 ● 重層的支援体制整備事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次地域福祉計画（中間見直し）実施 ● 重層的支援体制整備事業準備事業実施（参加支援事業以外実施） ● 「多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けたアクションリサーチ」事業（市民提案型協働事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくり委員会設置（<u>あいとぴあエリア</u>・<u>こまえ苑エリア</u>）
R4.4		<ul style="list-style-type: none"> ● 狛江市福祉基本条例（一部改正）の施行 ● 重層的支援体制整備事業実施 ● 多世代・多機能型交流拠点事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● CSW 3人目配置（<u>こまえ正吉苑エリア</u>）予定 ● 福祉のまちづくり委員会設置（<u>こまえ正吉苑エリア</u>）予定

※エリアの表記について

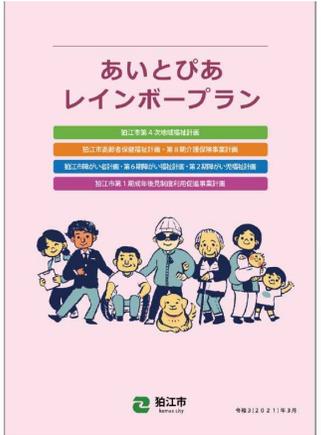
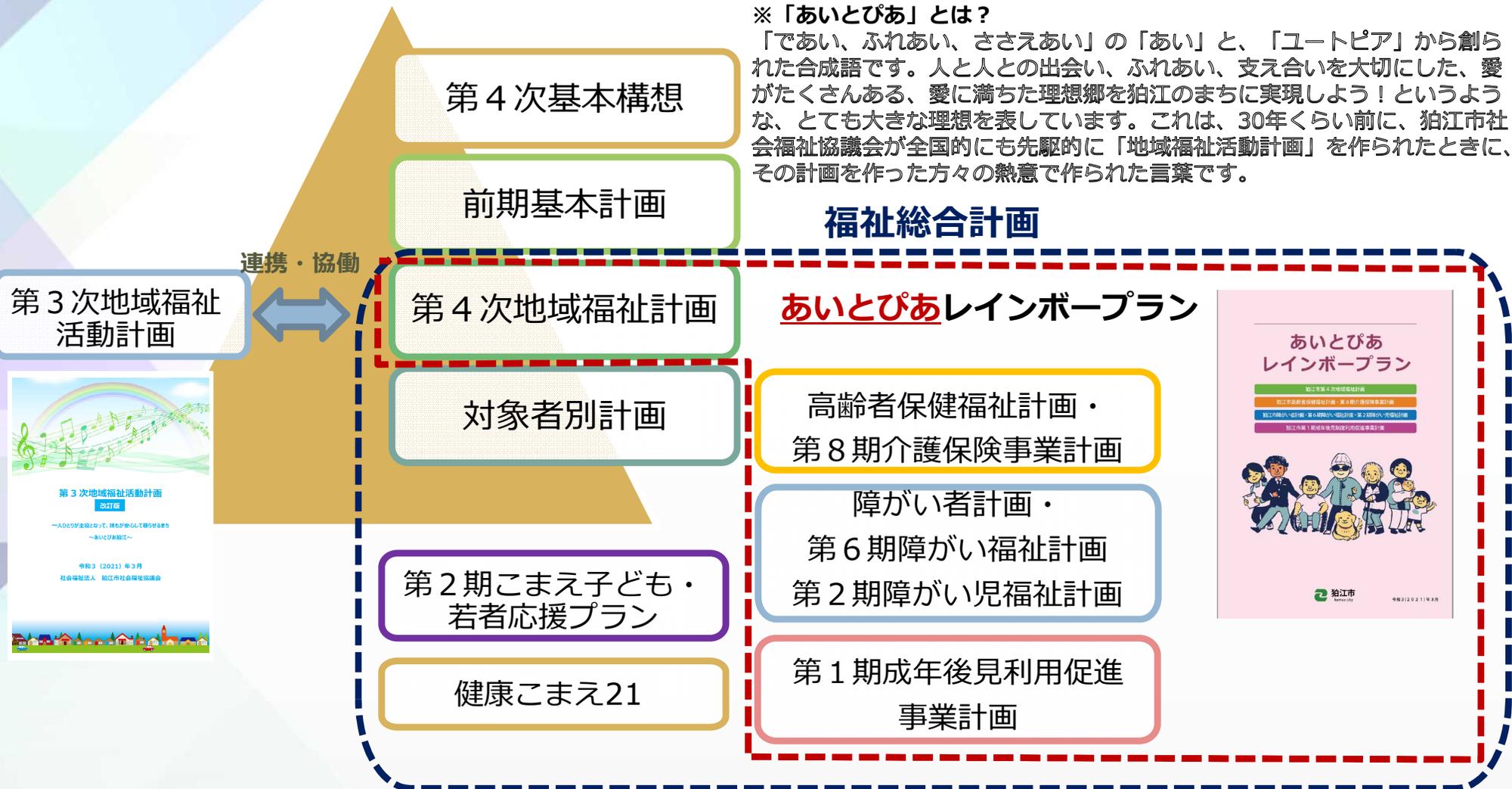
狛江市では、日常生活圏域としてあいとぴあエリア、こまえ苑エリア、こまえエリアの3つを設定しています。各圏域CSW及び福祉のまちづくり委員会を設置していく予定です。

3. 地域福祉（活動）計画等における包括的支援体制の位置付け

(1) 第4次地域福祉計画（第3次地域福祉活動計画）の計画上の位置付け

※「あいとぴあ」とは？

「であい、ふれあい、ささえあい」の「あい」と、「ユートピア」から創られた合成語です。人と人との出会い、ふれあい、支え合いを大切に、愛がたくさんある、愛に満ちた理想郷を狛江のまちに実現しよう！というような、とても大きな理想を表しています。これは、30年くらい前に、狛江市社会福祉協議会が全国的にも先駆的に「地域福祉活動計画」を作られたときに、その計画を作った方々の熱意で作られた言葉です。



3. 地域福祉（活動）計画等における包括的支援体制の位置付け（続き）

（2）重層的支援体制整備事業の第4次地域福祉計画の体系上の位置付け



基本理念

- みんなで支え合い ともに暮らす
まち～あいとぴあ狛江～

基本目標 1

- 多様な地域生活課題に応える包
括的な支援の仕組みづくり

施策大項目 1

- 新しい包括的相談支援・サービ
ス提供システムの構築

施策小項目 1

- 複雑化・複合化した課題に対応でき
る包括的な切れ目のない相談支援体
制の整備を進めます。

事業 a

- 重層的支援体制整備事業の実施

3. 地域福祉（活動）計画等における包括的支援体制の位置付け（続き）

（2）第4次地域福祉計画の体系（例：重層的支援体制整備事業）（続き）

事業	a 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。		
将来像 ¹⁴	○ 既存の相談支援の取組みを活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内関係部署、関係機関等との調整並びに地域共生社会推進会議及び市民福祉推進委員会での検討	重層的支援体制整備事業の実施	継続	
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた福祉基本条例の一部改正	改正福祉基本条例の施行	-	
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）（P126）参照			
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①a（P220）参照			

4. 狛江市福祉基本条例の改正について

(1) 改正の主な内容

No	改正点	改正の概要
1	前文の改正	福祉基本条例は令和6年10月に施行された条例であるため、現在の社会福祉の状況に即した前文に変更（地域共生社会の実現、地域生活課題への対応を規定）
2	定義の追加	
	1 地域共生社会	全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいう。
	2 市民福祉	全ての市民が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図る市民のための福祉をいう。
3	社会福祉法の規定の条例化	下表のとおり（上乘せ規定、独自規定箇所は下線）

(2) 社会福祉法と福祉基本条例との比較

社会福祉法				福祉基本条例			
条	項	号	規定	条	項	号	規定
107	1		市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「 <u>市町村地域福祉計画</u> 」という。）を策定するよう努めるものとする。	5	1		市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「 <u>福祉総合計画</u> 」という。）を策定するものとする。
4	3		地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「 <u>地域生活課題</u> 」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「 <u>支援関係機関</u> 」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。	16	2		市民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする市民及びその世帯が抱える次に掲げる課題（以下「 <u>地域生活課題</u> 」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「 <u>支援関係機関</u> 」という。）との連携等によりその解決を図るよう努めるものとする。
						1	福祉に関する課題
						2	介護に関する課題
						3	介護予防に関する課題
						4	保健医療に関する課題
						5	住まいに関する課題
						6	就労に関する課題
						7	教育に関する課題
						8	<u>防災・防犯に関する課題</u>
						9	福祉サービスを必要とする市民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

「孤立」を分けて整理する方もいるが、法律上「その他の」は前の事柄が後ろの事柄の例示である場合に使われることから「各般の課題」の1つとして整理している。

4. 狛江市福祉基本条例の改正について（続き）

（2）社会福祉法と福祉基本条例との比較（続き）

社会福祉法			福祉基本条例				
条	項	号	規定	条	項	号	規定
5			(福祉サービスの提供の原則)	17			(福祉サービスの提供の原則)
6	<u>1</u>		(福祉サービスの提供体制の確保等に関する <u>国及び地方公共団体の責務</u>)	18	<u>1</u>		(福祉サービスの提供体制の確保等に関する <u>市の責務</u>)
	<u>2</u>				<u>2</u>		
	<u>3</u>						
106 の 2			(<u>地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務</u>)	19			(<u>住民に身近な圏域にある相談支援事業者の責務</u>)
106 の 3			市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、 <u>住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</u>	20	<u>1</u>		市は、規則で定める事業の実施その他の各般の措置を通じ、 <u>市民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</u>
					<u>2</u>		市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、 <u>福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。</u>

※条見出しのみの記載部分は同一条文

5. 包括的支援体制の整備・運営に係る検討体制について

福祉基本条例に基づき設置された
市長の附属機関

【開催回数】 年度4回

市民福祉推進
委員会

【所掌事項】

- ・地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項
- ・福祉総合計画の策定及び改定
- ・福祉総合計画の進捗管理等

市民福祉推進委員会の小委員会

【開催回数】 年度4回

高齢小委員会

医療と介護の連
携推進小委員会

障がい小委員会

権利擁護小委員
会

狛江市附属機関の設置に関する
条例に基づき設置された市長の
附属機関

【開催回数】 年度4回

地域包括支援セン
ター運営協議会

【所掌事項】

- ・センターの設置及び担当地域に関すること。
- ・センターの設置者の選定及び変更に関すること。
- ・センターの運営及び評価に関すること。
- ・センターの職員管理に関すること。

要綱に基づき設置された包括的
支援体制の整備を推進するた
めの関係部署との調整等を行う会
議体

地域共生社会
推進会議

【所掌事項】

- ・地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の検討、連絡及び調整
- ・地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向けた計画の策定及び改定

【メンバー】

企画財政部：政策室、**総務部**：安心安全課、**市民生活部**：地域活性課、**福祉保健部**：全課、**子ども家庭部**：全課、**環境部**：環境政策課、**都市建設部**：まちづくり推進課、道路交通課、**教育部**：学校教育課、教育支援課、指導室、社会教育課、**市内3包括、社会福祉協議会**

6. 市の相談支援体制について

(1) 市内の相談窓口の概要について

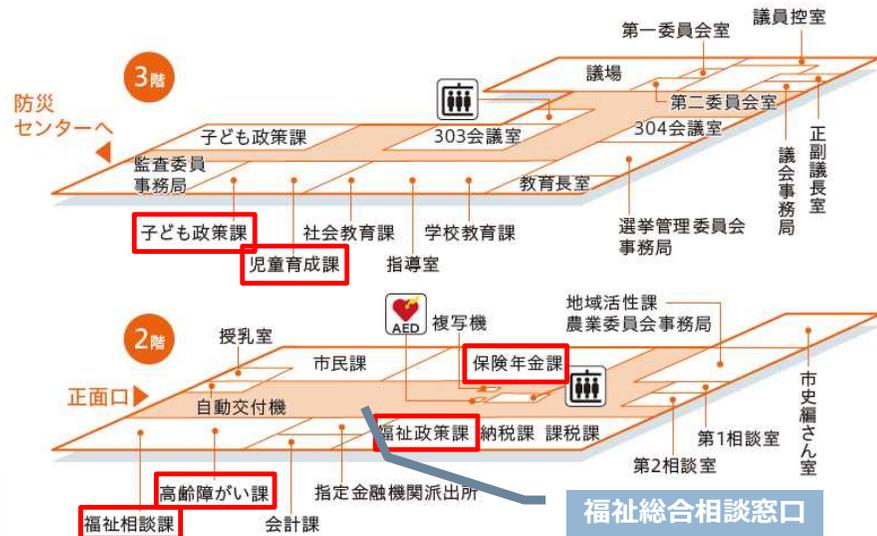
相談機関	位置
市役所	
健康福祉会館（あいとぴあセンター） 保健センター、障害者福祉センター及び老人福祉センター、医師会、訪問看護ステーション、 市事業受託事業者の事業所等も併置	
社会福祉協議会	
地域包括支援センター	
子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）	



6. 市の相談支援体制について (続き)

(2) 市役所の相談窓口の概要について

市庁舎フロア案内	
5階	整備課、まちづくり推進課、道路交通課、下水道課、環境政策課、職員課、501～504会議室
4階	市長室、副市長室、市長公室、秘書広報室、政策室、未来戦略室、施設課、総務課、財政課、特別会議室、記者クラブ
3階 【防災センター連絡通路】	議場、議会事務局、教育長室、学校教育課、指導室、社会教育課、 子ども政策課 、 児童育成課 、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、303・304会議室
2階 【正面玄関】	市民課、 保険年金課 、 市史編さん室 、地域活性課、農業委員会事務局、課税課、納税課、会計課、 福祉政策課 、 福祉相談課 、 高齢障がい課 、銀行（指定金融機関）派出所、第1・2市民相談室
1階 【駐車場入口】	宿直室、駐車場



福祉保健部	福祉政策課	福祉政策係	福祉サービスに関する企画・調整、福祉基本条例、民生・児童委員・保護司
	福祉相談課	生活支援係	生活保護、生活困窮者自立支援制度
		相談支援係	障がい者・高齢者等の福祉相談、虐待防止等権利擁護
	高齢障がい課	障がい者支援係	心身障がい者等手当支給、医療助成
		高齢者支援係	高齢者福祉サービス、介護予防、高齢者住宅(シルバーピア)の入居者および生活協力員
保険年金課	介護保険係	介護保険の計画・給付、介護保険料の賦課・徴収	
子ども家庭部	健康推進課	医療年金係	後期高齢者医療、国民年金
	子ども政策課	国民健康保険係	国民健康保険
		健康衛生係	健康施策の企画、健康診査、あいとぴあセンターの維持管理
子ども発達支援課	保健予防係	母子保健事業、予防接種・感染症予防、食育	
	子ども発達支援係	新型コロナウイルス予防接種担当	新型コロナウイルスワクチン接種
教育部	児童育成課	企画支援係	子ども・若者支援施策に係る企画・調整、児童福祉、女性福祉、青少年施策
	学校教育課	手当助成係	児童・育成手当、児童扶養手当、乳幼児・義務教育就学児・ひとり親家庭等医療助成
		幼児教育・保育係	子どもの育ちなどの支援・相談・調整、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談
	教育支援課	放課後対策推進担当	市立保育園、その他私立保育施設との連絡調整、私立幼稚園
		教育庶務係	学童クラブ、児童館
指導室	教育委員会	教育委員会の会議、学校教育財産管理	
社会教育課	学務保健係	学事事務、学校保健	
	学校給食係	学校給食、給食センターの管理	
	教育支援係	就学相談、教育支援センター、特別支援教育・不登校	
公民館	指導教職員係	教育課程の管理、教職員の指導・研修、教職員人事	
図書館	社会教育係	社会教育、社会教育委員の会議、スポーツ振興、体育施設の管理運営	
	文化財担当	文化財の保存・活用、古民家園	
	事業係	公民館の管理、公民館事業の企画運営	中央公民館 3488-4411 西河原公民館
	図書サービス係	図書館の管理運営、読書案内	中央図書館

あいとぴあセンター（健康福祉会館）に設置

ひだまりセンターに設置
正規職員は両課を兼務

6. 市の相談支援体制について (続き)

(3) 福祉総合相談窓口について

平成26年度の組織改正の際、福祉相談課、高齢障がい課を組織するとともに、福祉総合相談窓口を設置しました。

福祉総合相談窓口レイアウト図



相談・手続きの内容	お持ちの人数
①現在取扱停止中	0人
②障害・高齢の相談 自立支援係、精神相談 障がい者の療育の申請、介護認定	0人
③生活保護 生活保護受給者 生活保護の申請	0人
④経済的な悩み相談 職業や引きこもり、生活の相談 愛称 こまYELL	0人
⑤介護保険 介護保険の申請 介護給付、保険料の滞り金等	0人
⑥高齢者のサービス シルバーピア、シルバーバスなど	0人
⑦障害の手当と助成 マル保、手当、ぜんそく医療、難病 タクシー・ガソリン・公共交通・ETC申込	0人
⑧現在取扱停止中	0人

6. 市の相談支援体制について（続き）

（3）福祉総合相談窓口について

ア 福祉総合相談窓口（福祉相談課）の職員配置

係	正規職員数	資格保有者	資格種別
生活支援係	15人	6人	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー（社会福祉主事を除く。）
相談支援係	8人	8人	7人は社会福祉士枠・1人は保健師枠で採用 その他の資格：精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、公認心理師

イ 福祉総合相談窓口（福祉相談課）の役割

係	役割
生活支援係	①生活保護に関すること。 ②生活困窮者自立支援制度に関すること。
相談支援係	①虐待や困難事例への対応（※） ②障がい福祉サービスの適切な支給決定 ③地域自立支援協議会の運営 ④各支援機関や医療機関との連携（いろいろな連絡会、研修会への参加など） ⑤安否確認や行方不明認知症高齢者の相談の受付

※複雑化・複合化した課題を持つ世帯に対し、分野別の相談支援機関の役割を明確にし、連携して対応すること。連携のあり方としては、相談支援係が**分野別の相談支援機関から支援困難事例を受け、困難さを解消して、通常の支援に戻すこと**。重層のマニュアルでは「つなぎ戻し」としているが、市の相談支援包括化推進員は、「**からまった糸を、きれいにほどく作業**」といている。例えば、高齢者虐待対応は、通常はケアマネさんが高齢者を支援しているが、虐待が発生すると市と包括が集中的に解決に入り、虐待が解消されたらまたケアマネさんに支援を戻すなど。

ウ 福祉総合相談窓口（福祉相談課）設置の効果

効果
① 1つの係に高齢担当者と障がい担当者のそれぞれの人材が在籍しているため、情報共有や連携した対応ができる。
② 保健師が在籍しているため、医療的な判断が行える。

6. 市の相談支援体制について（続き）

（3）福祉総合相談窓口について

エ 福祉総合相談窓口（福祉相談課）で苦勞していること・課題・対応

苦勞していること

庁内連携	他の部署で相談内容がうまく伝えられず、相談内容の整理をする支援が必要な方が、福祉総合相談につながることもある。相談内容を整理したうえで、担当部署に引き継いでいる。
相談者の多様性	若年層からの相談が増えた。これまでの経緯を伺うと、何かしらの疾患や障がいを抱えている可能性を感じることも多い。また、家族との関係性が希薄で困窮した場合でも、相談もできず、支援を望めない方も多い。
	粕江の地域性なのか、俳優等の芸能関係の仕事をしている若者からの相談も多く、自分の夢を目指して、定職に就かず、不安定な収入状態が続いている。
	ブラック企業でパワハラ、セクハラ等を受けたことから、人間不信で相談員と距離を置く相談者もいる。 LGBTの方の支援等も増え、支援に配慮を要する場面が多くなった。
相談内容	窓口側として相談が入った内容をどこへ繋げたら良いか悩む事例が増えた。 【例】近隣トラブルや近所の住人がこんなトラブルを起こしている。きっと生活保護を受けている人と決めつけて訴えに来られる。
支援方法	支援の必要性を感じていない方に対する支援方法がとても難しい。 外国籍の人の支援は、言語や文化の違いがあることから、制度の説明をしても理解しているのか確認が困難であり、困窮している緊急度もつかみにくいところがある。

課題

人材育成	①虐待・困難事例への対応、②安否確認や行方不明認知症高齢者の相談の受付については、資格を持っているだけでは、対応できるものではない。組織対応が基本だが、まずは相談を受けた者が、適切に情報収集し、判断をしていくことが求められる。現状ではこの点で各CWの力量に差がみられる。そのため、 <u>力量のあるCWに相談が偏り、ケースによって支援の進捗に差が出てしまう。</u> 相談窓口（窓口、電話、メール）は平日日中帯、常にかかっているため、いつどんな相談が入ってくるか分からない。相談内容も様々であることから、 <u>相談支援の交通整理も必要となる。</u> 緊急性の高い虐待通報、安否確認、行方不明者捜索に関すること、市にある情報だけで対応可能なこと、高齢者であれば包括やケアマネに協力要請しなければならないこと等々。これらの相談に対して、 <u>全てのCWが情報収集と判断を適切に行うことができるまでに至っていない。</u>
------	--

6. 市の相談支援体制について（続き）

（3）福祉総合相談窓口について

エ 福祉総合相談窓口（福祉相談課）で苦勞していること・課題・対応（続き）

対応	
OJTによるCWの相談支援スキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 様々な事例を通して、支援の様々な方策を学び、似たような事例を次に活かしていく。 ② まずは自分で支援方針を考えた上で、先輩職員に助言を求める。 ③ 制度や社会資源は日頃から勉強する。 ④ 役割④の各支援機関や医療機関との連携（様々な連絡会、研修会への参加など）も重要
専門職のジョブローテーション	<ul style="list-style-type: none"> ① 複雑化・複合化した課題の解決を図るためには、各分野の職員が連携する必要があるが、連携する際、連携する相手の分野の支援がどこまで何ができるかを理解することも、特に複合的な課題を持つ世帯の支援を考えるとときに有用（例えば、高齢者支援担当は、高齢者の経済的な課題を考えるとときに生活保護の知識が、生活保護担当者が、障がいを持つ受給者の支援を考えるとときに障がい福祉サービスの知識が必要） ② 福祉職は3～5年の期間で各分野を経験することでCWのスキルアップを図ることも大切

（4）地域包括支援センターへの精神保健福祉士の配置について

ア 経緯

年月	配置の経緯
R1.7	市長から地域包括支援センター運営協議会に「地域包括支援センターが複合的な課題へ円滑に対応するために必要な体制の構築について」を諮問
R1.12	運協から市長へ答申
R3.4	3箇所の地域包括支援センターに精神保健福祉士各1名、合計3名を配置

イ 現状・効果

現状	効果
力を入れて取り組んでいる業務は、精神科病院との連携（入退院時の連携強化、様式づくり等）、障がいのある人の総合相談支援・権利擁護等 定期的に3包括の担当者が集まり勉強会を開催	配置からまで1年経過していないため、検証は十分できていないが、担当職員が各包括にヒアリングを行ったところ、相談業務において対応可能な幅が拡大しているとのこと。

6. 市の相談支援体制について（続き）

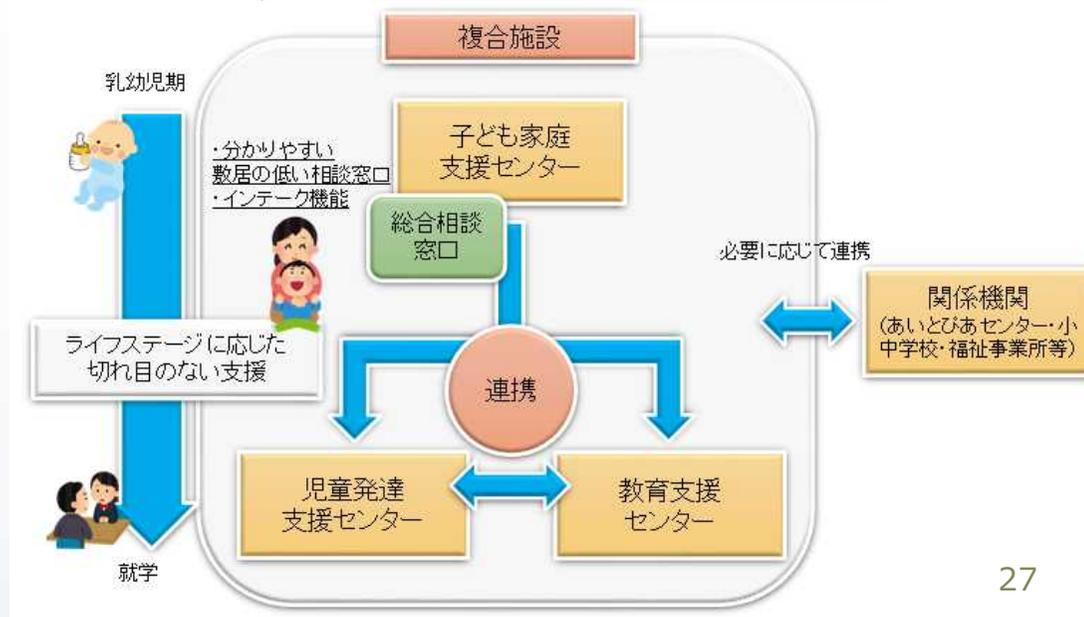
（5）子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）の概要について

令和2年度から市長部局に子ども発達支援課・教育委員会に教育支援課を設置し、旧教育研究所跡地にひだまりセンターを開設しました。両課の正規職員は兼務となっております。センターの運営の一部を社会福祉法人に委託しています。

3階	教育支援センター
2階	児童発達支援センター 567.58㎡ 通所指導室 1・2・3（3室）、幼児用トイレ 2箇所 相談室 3・4・5・6（4室）、PT・OT室、プレイルーム、 会議室、リソース室、医務室、交流スペース、テラス 1 箇所
1階	子ども家庭支援センター
狛江市子育て・教育支援複合施設	



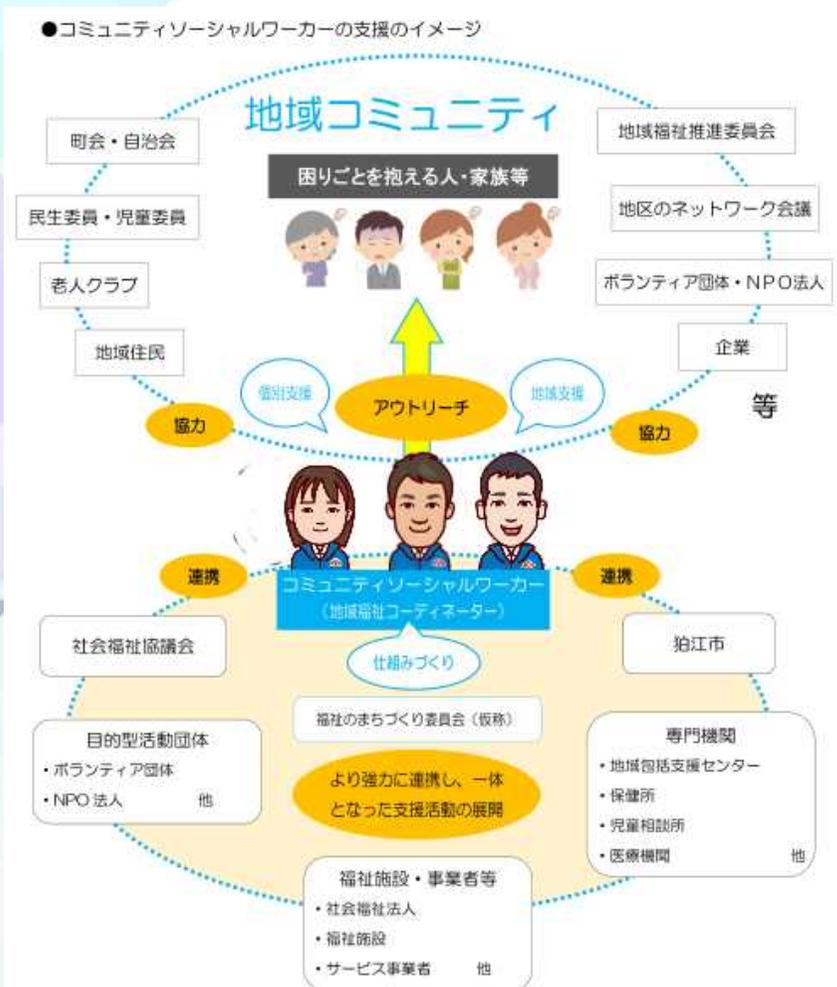
施設	視点	基本的な機能
子ども家庭支援センター	きづく	児童虐待・DVの発見、発達の遅れやかたより等の早期発見
	よりそう	子育てに関する幅広い相談、発達相談
	ささえる	育児サービスの提供、家庭訪問支援
児童発達支援センター	よりそう	一般相談、計画相談、家族支援
	つなぐ	地域支援
	ささえる	療育事業（通所サービス・訪問支援）
教育支援センター	きづく・つなぐ	就学（幼保⇒小・小⇒中）・転学相談
	よりそう	進路相談、進学相談、キャリア教育、教育相談、高校生相談
	ささえる	小中学校への巡回相談、学習支援、不登校対応



7. 地域共生社会推進事業について

- 事業開始時期：平成30年4月～
- 事業実施方法：狛江市社会福祉協議会に委託
- 事業内容

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置



これから利用を始める方へ

タルトタタンを利用する

自由 フリースペースとしての活用
室内を自身の使い方に合わせて利用できます
・勉強をしたり・読書をしたり
・休憩をしたり・遊んでみたり など

相談 相談の場としての活用
専門資格を持ったスタッフへ相談が出来ます
・家族とのこと・友達とのこと
・恋人とのこと・将来への不安 など

規則 利用時のルール
・食事の禁止（飲料可）・備品を大切に
・大きな声で騒がない・イベントに使わない
・感染症対策にご協力をお願いします！

利用料：無料でご利用いただけます
日時：毎週水曜日15:30～18:00
場所：東京都 狛江市 元和泉3-10-4
設備：フリーWi-Fi・冷暖房など

皆様のご利用を心よりお待ちしております！

ランドセルバンク 2021-22

ランドセルのリユースはじめます

『ランドセルバンク』は、不要になった状態の良いランドセルを、必要とされる方に無償でおこなう仕組みです

届けていただける方

- ① ホームページの専用フォームから申請
- ② ランドセルの情報をリスト化しホームページにアップ。希望者とマッチングしたら社会福祉協議会でランドセルの受け渡しを仲介します。

欲しい方 (原則1年以上)

① リストを見て希望するランドセルがあったら社会福祉協議会に連絡。社会福祉協議会の窓口で手続き後、受け取る。(無料)

★お願ひいただく方★

- ・価格、汚れ、傷などが目立つランドセルの提供は避けたいです。
- ・希望者とマッチングするまで自宅に保管していただきます。
- ・マッチング後は日曜朝8時～10時、社会福祉協議会までご届出ください。希望者に連絡します。
- ・所定の期間(30日)を超え、受け取りを完了しませんでしたら、キャンセルとなります。

★希望される方★

- ・2021年10月頃の当協会ホームページ更新は、あいびセンター1階の協会の掲示板にてサイトを公開します。
- ・受け取りの際は社会福祉協議会の窓口で手続きの上、無料でお返しします。

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー
 狛江市元和泉 2-35-1 あいびセンター1階
 ☎ 03-3488-0313 (平日 8:30～17:00)
 ✉ csw@welfare.komae.org

よしこさん家 (居場所) の支援



7. 地域共生社会推進事業について (続き)

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置 (続き) 地域情報誌の発行

民生・児童委員さんリレートーク

民生・児童委員さんリレートーク

地域の作品展

岩戸お茶のみ会

ひきこもり家族会の 立上げ・支援

かめのよしみち

2021年 12月17日(金)

2022年 2月18日(金)

10-12時 先着8名

共働き 癒し 学習

参加者の声

ごまえ家族会 かめのよしみち

障がい者による 高齢者の家事援助

お困りごとお手伝いします

お助けさん

お助けさんプラス

おあんしん見守り訪問

お家定期メンテナンス

TODAY 喜多見

(2) 福祉カレッジ

ア 福祉カレッジとは

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民を対象に、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという「共に生きるまちづくり」について学習する機会をつくることを目的とするもの

イ 開催要項 (令和3年度)

- ①期間 9月4日(土)～12月4日(土) 各回土曜日 午後2時00分～4時00分
- ②会場 あいとぴあセンター (狛江市元和泉2-35-1) 他、市内施設
- ③対象 狛江市内在住又は在勤の方
- ④定員 先着15名
- ⑤受講料 3,000円
- ⑥申込期間 8月2日～8月31日
- ⑦開催回数 全10回

7. 地域共生社会推進事業について (続き)

(3) 福祉のまちづくり委員会

ア 福祉のまちづくり委員会とは
より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域の
様々な団体等が自ら地域の課題に気づき、共有し、
ともにその解決に取り組む仕組み

イ 設置単位：日常生活圏域ごと

ウ 役割

- ① 地域課題の共有とその解決に向けての取組み
- ② 住民懇談会の企画・実施

エ 将来像

地域住民が地域での役割をイメージし、新たな
協力者を呼び込みながら実施できるようになること
を目指す。

オ メンバー：福祉カレッジの卒業生が中心

カ 令和2年度の実施内容

- ① 委員会の土台となる福祉カレッジ修了生企画
One meet(ワン・ミート)を開催
- ② 東京ボランティア・市民活動センター講師による
基調講演
- ③ 地域診断のグループワーク



8. コロナ禍における地域福祉の課題と対応

(1) コミュニティソーシャルワーカー

課題	対応
アウトリーチの機会の減少	CSWが薬局のセミナールーム、マンションの集会所など今まで活用したことがなかった人が集まりやすい場所に出向き、相談会を実施（※1）
市民による学習支援活動の縮小	市民活動団体と一緒に市内の複数のカフェに協力を呼び掛けて、一部の客席を子どもの自習スペースとして活用する取組みを試験的にスタート（令和3年夏休みに試行実施。令和4年春から実施の予定）
住民トラブルの相談の増加（※2）	背景に福祉的な事情が隠れているケースも多く、慎重に対応するようにしている。
地域住民が集う居場所活動の減少（※3）	インフォーマルな場の活用、居場所活動が継続できるよう団体への声掛け、誘致 屋外スペースを活用したり、活動規模を縮小するなど感染症対策も実施

- ※1 相談会の内容：地域包括支援センターと連携したよろず相談、心理カウンセラーと連携したひきこもり(当事者本人・家族向け)相談、薬局の薬剤師と管理栄養士と連携した健康相談
- ※2 隣家の落ち葉が敷地内に入ってくる、「叫んでいる声が聞こえる」、「大人が子どもを怒鳴る声が聞こえる、子どもの遊び声がうるさい、不法投棄されている等
- ※3 緊急事態宣言の発令等により公共施設の一時的な閉鎖や縮小等が原因

(2) 福祉相談課

課題	
生活状況の不可視化	<ul style="list-style-type: none"> • これまで外出するなどして、外とのつながりが多少でもあった住民がコロナ禍で外出しなくなり、近隣住人も変化に気が付くきっかけを失ったため虐待や孤独死が増えているように見える。 • 生活上困難な課題を抱えている方がSOSを発信しにくくなり、近隣住民や地域包括支援センターも生活状況を把握しにくい。
潜在的な要支援者の顕在化	コロナ禍で収入が安定せず、かろうじて日々の生活はできていたが、預貯金等の余力がない方々があぶりだされた状況がある。そこには、何かしらの疾患や障がいを抱えている可能性もあり、その病識等がない場合の対応に苦慮することがある。

8. コロナ禍における地域福祉の課題と対応

(2) 福祉相談課（課題のみ）（続き）

課題

相談者層の拡大	これまで、相談に来ないような生活水準の人もコロナ禍の影響により、収入が激減し相談に来るようになった。支援をしても、生活水準を下げることができず、困窮してしまうことがある。
支援拒否	コロナ禍の対策として様々な給付金対策が行われているが、給付金のみを必要としており、支援を望まない人もいる。そのような方に限って、お金の使い方や家庭内にトラブルを抱えている人も多い。本当は支援をして介入したいところだが、本人の拒否により介入させてもらえない場面もある。
高齢者の受診控え	外来受診の方法が複雑になったため、判断能力が衰えている高齢者などが医療機関の受診控えが起きている

9. 包括的支援体制の構築の成果・課題・解決に向けた方向性について

(1) 成果

- ①福祉総合相談窓口での複雑化・複合化した課題を抱える世帯への包括的支援
- ②関係機関との連携（福祉相談課相談支援係を中心に）
- ③重層的支援体制整備事業への円滑な移行

(2) 課題

- ① 自らSOSを発信しない・できない複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援
- ②ライフステージに応じた切れ目のない相談支援（縦の包括的支援）の充実
（特に18歳以降）
- ③障がい者相談支援体制の充実（地域生活支援拠点の整備と基幹相談支援センターの設置）
- ④ 保健福祉関係部署以外の部署との連携の充実
（消費者被害施策・地域公共交通施策・ユニバーサルデザインのまちづくり施策）
- ⑤地域における身近な居場所づくり
（町会・自治会の集会場は一部の町会・自治会のみ・多世代・多機能型交流拠点は市内に次の2箇所のみ）

拠点	開設	運営主体	地区
野川のえんがわ こまち よしこさん家	H31.3 R1.9	団体（comarch（こまち）） 個人（社協OG）	こまえ正吉苑エリア あいとぴあエリア

- ⑥重層的支援体制整備事業の庁内・関係機関への普及啓発



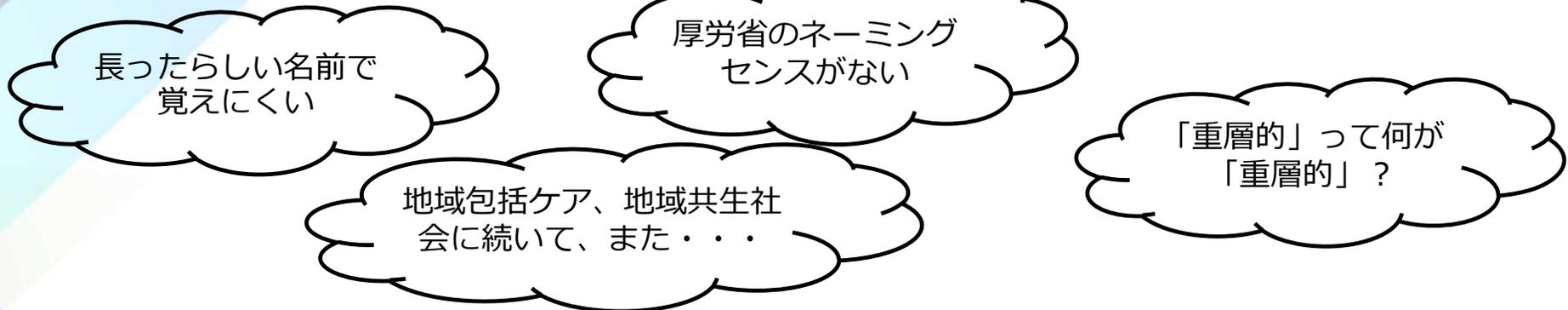
9. 包括的支援体制の構築の成果・課題・解決に向けた方向性について（続き）

（3）解決に向けた方向性

課題		方向性
①	アウトリーチ支援の充実	① 生活困窮者自立支援におけるアウトリーチ支援の充実 ② ひきこもり状態にある方への支援としてCSWと連携したPS（パーソナルサポーター）による伴走支援の検討
②	縦の包括的相談支援の充実	相談支援包括化推進員を中心に既存会議を活用した重層的支援会議、支援会議等の仕組みの構築
③	障がい者の相談支援の充実	地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの設置（※1）
④	福祉保健部署以外の部署との連携の充実	ケース検討を通じた保健福祉関係部署以外の部署の職員との課題の共有（居住支援協議会で実施）
⑤	地域における身近な居場所づくり	① 令和3年度：市民提案型協働事業「多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けたアクションリサーチ」の実施 ② 令和4年度：南部地域における多世代・多機能型交流拠点の整備・運営（予定）
⑥	重層的支援体制整備事業の普及・啓発	重層的支援体制整備事業実施計画、マニュアルの作成、庁内及び関係機関への研修（YouTube動画等も活用）

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について

(1) この事業の受け止め方



(2) 何が「重層的」なのか調べてみると・・・

法106条の4第2項で「重層的支援体制整備事業とは、（中略）この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。」と定義されている。
要するに複雑化・複合化した課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制と地域福祉の推進のために必要な環境を重層的に整備する事業

(3) 支援体制と環境を重層的に整備するって具体的にどんなイメージ？

市の幹部職員には、国の資料では理解してもらえず、これでは現場の職員がこの事業を理解して進めることは難しいので、よりかみ砕いたイメージしやすい概念に整理

重層的支援体制整備事業は、①支援、②つなぎ、③出合いの3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業です。

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

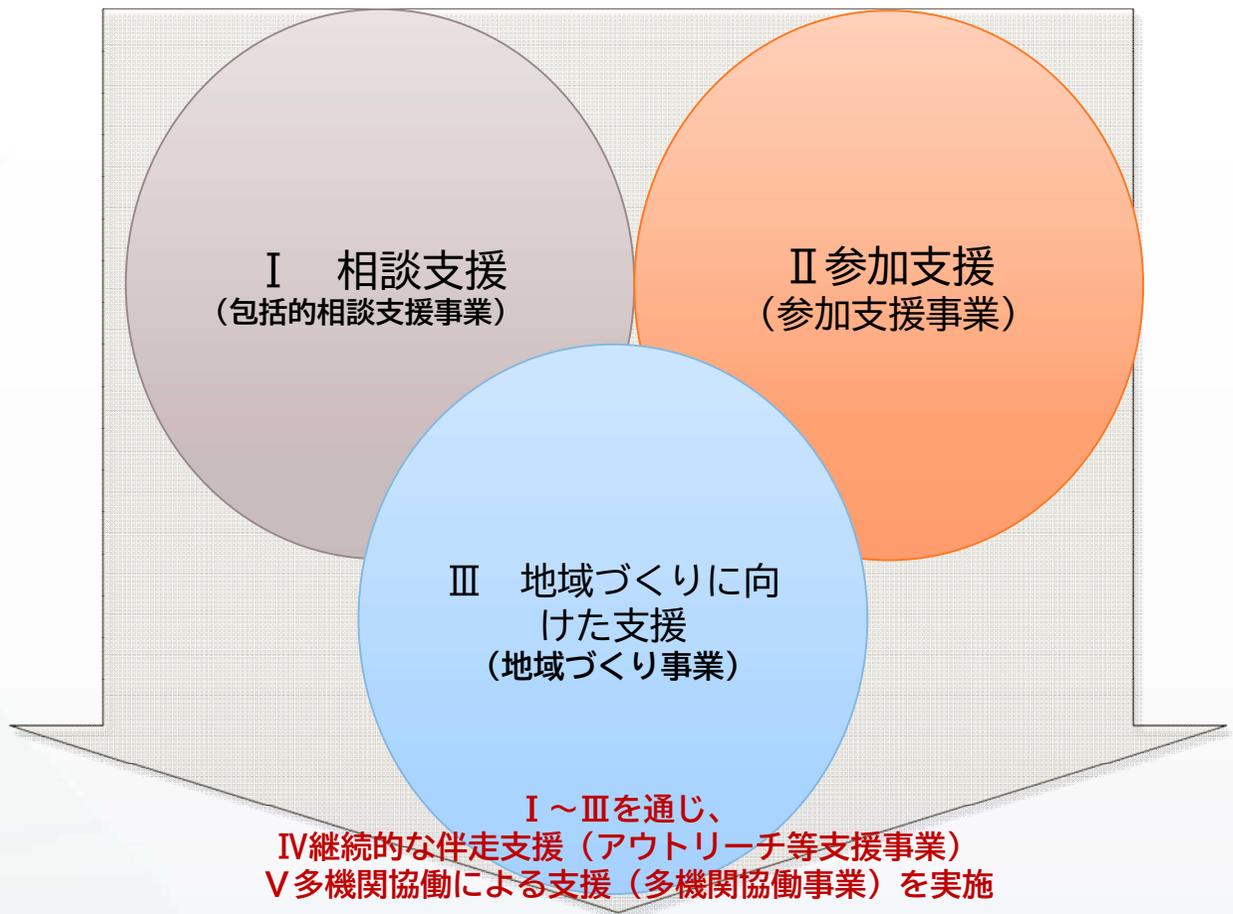
（3）支援体制と環境を重層的に整備するって具体的にどんなイメージ？（続き）

ア 支援の重層化

「重層的支援」の1つ目の意味は、支援の重層化です。

I 包括的相談支援、II 参加支援及びIII 地域づくり支援の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的を実施することです。

その際、3つの支援において、IV 継続的な伴走支援及びV 多機関協働による支援を実施します。



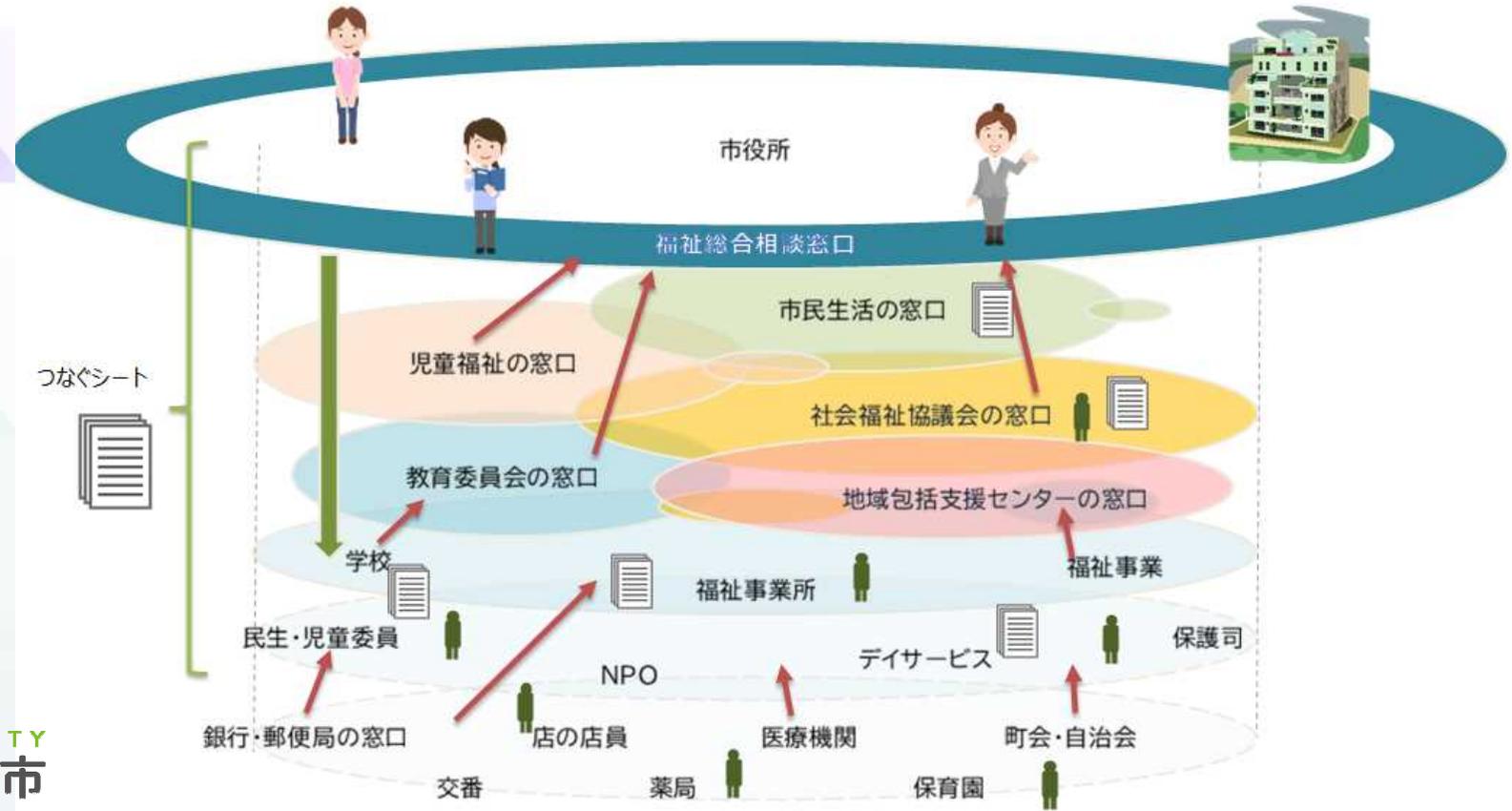
10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

(3) 支援体制と環境を重層的に整備するって具体的にどんなイメージ？（続き）

イ つなぎの重層化

「重層的支援」の2つ目の意味は、つなぎの重層化です。

- 市役所には福祉総合相談窓口以外に市民に対応する様々な窓口があります。また、役所の窓口以外にも数多くの窓口等で様々な相談が寄せられます。
- このような機会が複雑化・複合化した生活課題を抱えた市民、その世帯に対して支援を届ける重要な機会となります。このような機会に何か気付いたことがあった場合には、つなぐシート等を活用することにより、つなぎの重層化を図ります。



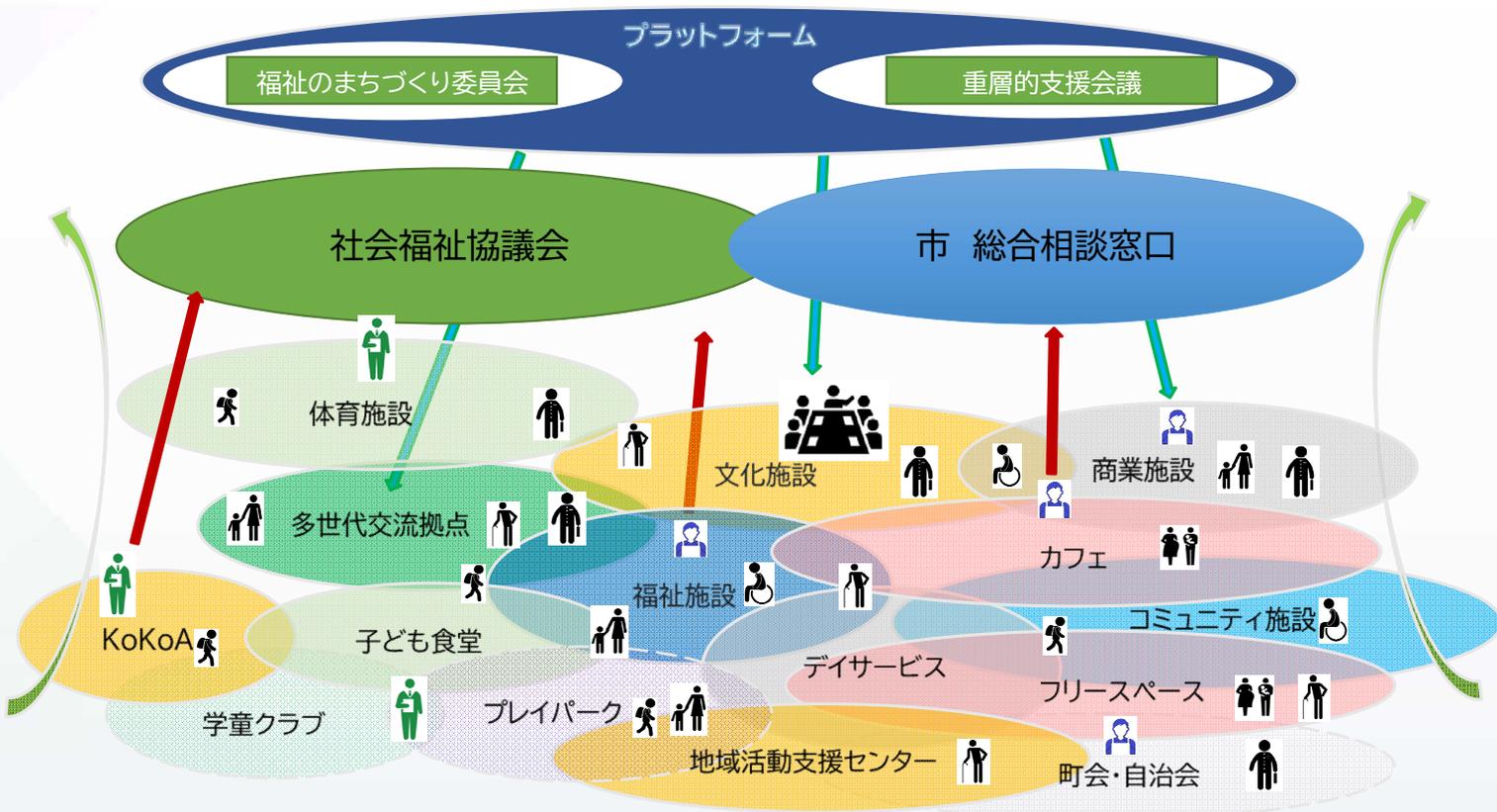
10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（3）支援体制と環境を重層的に整備するって具体的にどんなイメージ？（続き）

ウ 出会いの重層化

「重層的支援」の3つ目の意味は、出会いの重層化です。

- 市内には公共施設、福祉施設、体育施設、文化施設、商業施設をはじめとした民間施設等数多くの施設が存在します。
- このような場で、人と人が出会い、様々な出会いが重なり合うことにより、多様なつながり、関係性や支援の重なり合いを生み、このような重なり合いが地域におけるセーフティネットとして機能するとともに、多様なプラットフォームを構築することにより、活力のあるまちづくりを進め、包括的な支援体制を構築します。



10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について

(4) 主な取組事項

主要な取組事項（相談支援）

包括的相談支援事業

1. 相談支援推進員・相談支援サポーター制度の創設
 - ・相談支援推進員…対象事業を実施する課の担当係長などを任命。
 - ・相談支援サポーター…当該事業の担当ケースワーカーなどを任命。
2. 包括的相談支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
 - ・相談支援の窓口では、相談を受けた際に包括的相談支援事業用シートを作成する。
 - ・LoGoフォーム（※）による登録システムを構築し、相談支援サポーターはPC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援機関との情報共有を行う。
3. 基幹相談支援センターの設置（令和5年度以降）

対象者	対象事業		担当課
生活困窮者	自立相談支援事業		福祉相談課
高齢者	地域包括支援センターの相談支援事業		高齢障がい課
障がい者	障がい者相談支援事業		高齢障がい課
子ども	利用者 支援事 業	基本型 子ども家庭支援センターの相談支援事業	子ども発達支援課
		特定型 保育サービスコーディネーター ³ による相談支援事業	子ども政策課
		母子保健型 妊婦面談事業(ゆりかご狛江)	健康推進課

※LoGoフォーム：
株式会社トラストバンク社が「LGWAN ASP サービス」として提供している自治体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用の「デジタル化総合プラットフォーム」のこと。

既存の相談支援体制（相談窓口）の継続が基本となる。

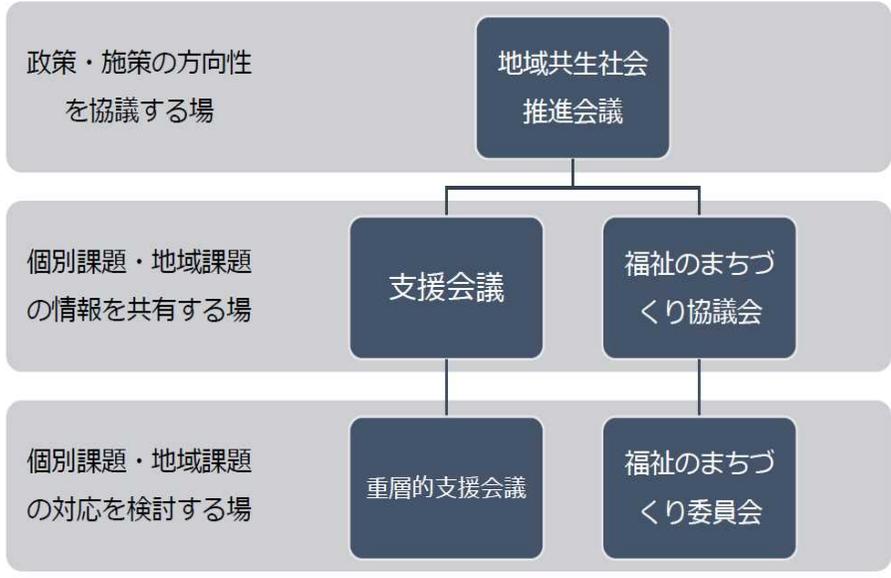
10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

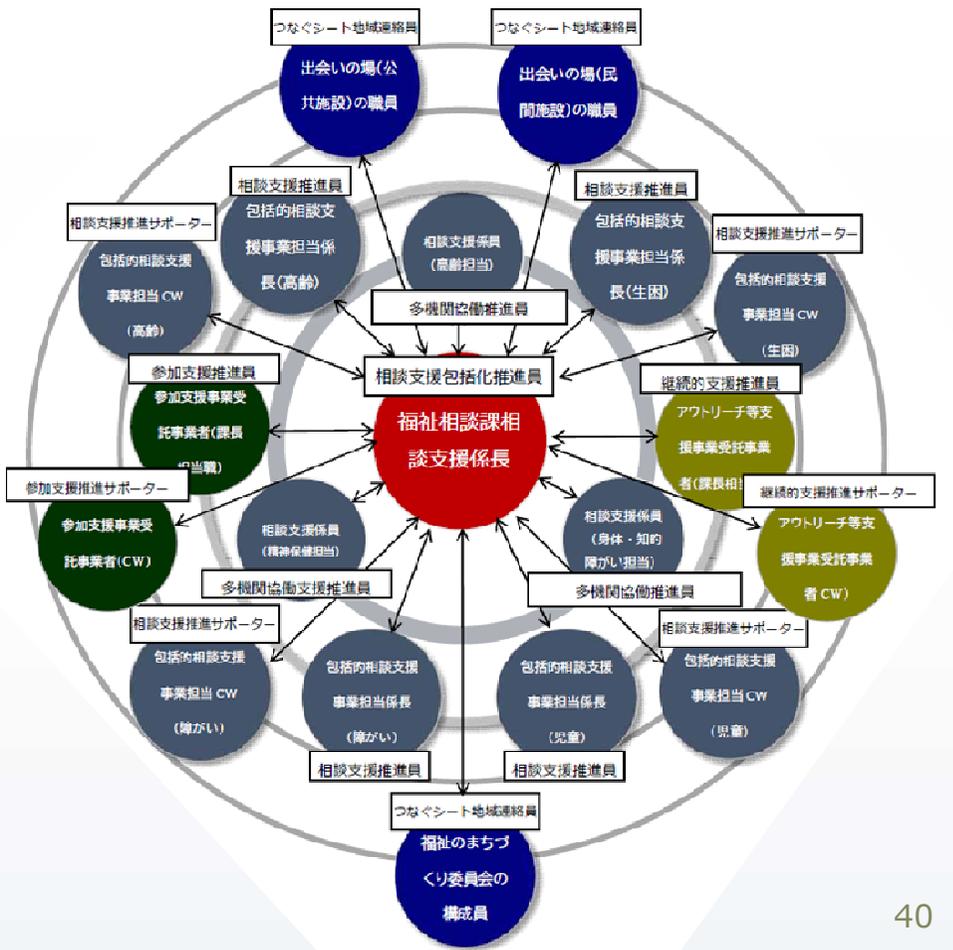
主要な取組事項（相談支援）

多機関協働事業

1. 推進体制



2. 相談支援包括化推進体制
 相談支援包括化推進員を中心とした情報の共有化を図り、相談支援包括化推進体制を整備する。



3. 情報共有システムの構築

LoGoフォームを活用した重層的支援体制情報共有システム及びLINE WORKSを活用した緊急案件情報共有システムの構築を行う。

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

主要な取組事項（相談支援）

アウトリーチ等事業

1. CSWによるアウトリーチ支援事業
 - ・市社会福祉協議会に委託し実施する。
 - ・社協代表者を相談支援推進員に任命する。
2. アウトリーチ等支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
 - ・CSWは相談を受けた際にアウトリーチ等支援事業用シートを作成する。
 - ・LoGoフォームによる登録システムを構築し、CSWはPC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援包括推進員との情報共有を行う。
3. パーソナル・サポート事業の調査研究・検討

重層的支援会議、支援会議などの会議体の名称・設置方法

対象者ごとの会議体（右表）を重層的支援会議及び支援会議として位置付ける。

状況に応じて、多機関協働事業実施機関が単独で開催することも可能。

対象者	会議体	担当課
生活困窮者	支援調整会議	福祉相談課
高齢者	地域ケア会議	高齢障がい課
障がい者	地域自立支援協議会	福祉相談課
子ども	子ども家庭支援ネットワーク会議	子ども発達支援課

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

主要な取組事項（参加支援）

参加支援事業

●実施体制

こまYELL（生活困窮者自立支援制度実施者）等の参加支援を行う事業者が、既存の各制度の支援では対応できない個別性の高いニーズを有する人などを支援する。

●実施内容

1. 生活困窮者になるおそれのある市民を対象とした就労準備支援事業をこまYELLに委託
 - ・こまYELLの代表者を相談支援推進員に任命する。
 - ・こまYELLの担当ケースワーカーを相談支援サポーターに委嘱する。
2. 参加支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
 - ・こまYELLは多機関協働事業でこまYELLによる参加支援事業の実施が決定された後に参加支援事業用シートを作成する。
 - ・LoGoフォームによる登録システムを構築し、CSWはPC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援包括推進員との情報共有を行う。
3. 新たな参加支援事業の調査研究・検討

●協力関係機関

市社会福祉協議会など

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

主要な取組事項（地域づくり支援）

地域づくり事業

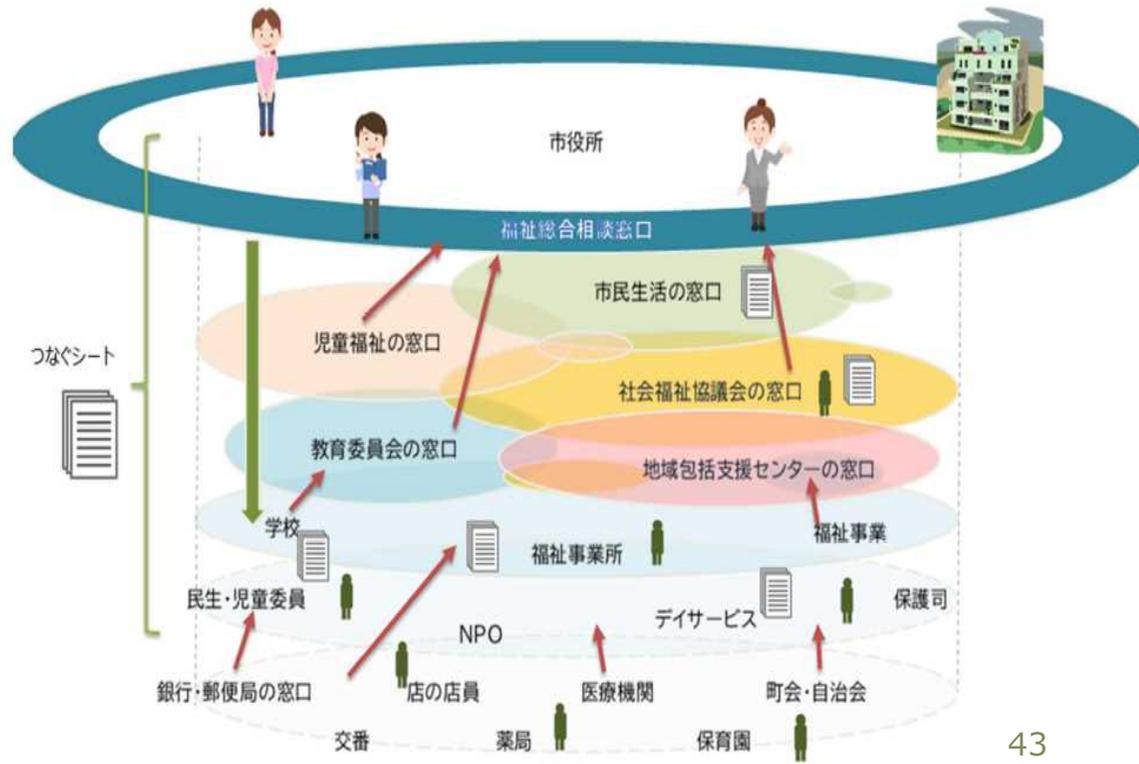
1. つなぐシート

（1）つなぐシート連絡員の創設

- ・地域センター・地区センター、児童館等の公共施設の職員をつなぐシート連絡員に任命する。
- ・連絡員は、利用者等に支援を必要としている人がいた場合には、同意を得た上で本人とともにつなぐシートを作成し、相談支援包括化推進員に情報提供する。

（2）つなぐシート登録システムを活用した情報共有制度の構築

- ・LoGoフォームによる登録システムを構築し、連絡員はPC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援機関との情報共有を行う。



10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

主要な取組事項（地域づくり支援）

地域づくり事業（続き）

2. 多世代・多機能型交流拠点の整備・運営

- ・こまえ苑エリアに空き家を活用した多世代・多機能型交流拠点を整備する。
- ・拠点には相談窓口を設置し、地域住民の相談を包括的に受けるとともに、常駐するCSWがアウトリーチを行うことにより、多様な課題を抱える人を発見していく。その中で明らかとなった地域生活課題を「福祉のまちづくり委員会」で共有し、課題解決に向け検討し支援を行う。

事業内容	
交流の場の提供と交流の促進事業	年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも気軽に立ち寄り交流できる居場所を提供します。
相談支援事業	市民からの相談に応じ、必要な支援の実施や関係機関に繋がります。
アウトリーチ事業	子育て家庭から高齢者、ひきこもりの方等、自ら外に出ることが難しい方に対して訪問支援を行います。
地域の子育て・高齢者等関連情報の提供	地域の子育て・高齢者関連情報を適宜発信します。
その他地域共生社会の実現に資する事業	福祉のまちづくり委員会と連携して、拠点で把握した地域生活課題の解決に向けた支援をします。

3. 新たな出会いの場の整備に向けた総合的な支援制度の検討

10. 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について（続き）

（4）主な取組事項（続き）

主要な取組事項（地域づくり支援）

地域づくり事業（続き）

4. 福祉のまちづくり委員会のプラットフォーム化

（1）福祉のまちづくり委員会

- ・福祉カレッジ修了生や町会・自治会関係者等、地域の多様な主体で構成した福祉のまちづくり委員会を、日常生活圏域すべてに設置する。
- ・構成員はつなぐシート連絡員を委嘱する。
- ・課題の共有、検討の経緯、取組内容については地域課題シートを作成し、相談支援機関に情報提供する。
- ・地域課題シートはLoGoフォームによる登録システムを構築し、連絡員はPC、スマートフォン端末で入力することにより、CSW及び構成員との情報共有を行う。

（2）福祉のまちづくり協議会の設置

- ・市社会福祉協議会に設置する。
- ・委員会での活動報告や課題解決に向けた取組の検証等を行う。

5. 福祉カレッジ卒業生の実践の場の開拓とマッチングシステムの構築

実践の場の開拓及び調査研究・検討を行う。

ご清聴ありがとうございました。